

河内町告示第6号

令和2年第1回（3月）河内町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月21日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 令和2年3月6日

2. 場 所 河内町議会議場

令和2年第1回（3月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	3月6日	金	午前10時	本会議	開会 議案等上程 提案理由の説明 議案第1号～議案第11号 議案説明 議案第12号～議案第18号 (令和2年度各会計予算) 議案説明 予算審査特別委員会付託 議案第19号 議案説明・質疑・討論・採決 散会 本会議終了後 予算審査特別委員会
2	3月7日	土		休 会	議案調査
3	3月8日	日		休 会	議案調査
4	3月9日	月	午前9時30分	委員会	予算審査特別委員会
5	3月10日	火	午前9時30分	委員会	予算審査特別委員会
6	3月11日	水		休 会	議案調査
7	3月12日	木		休 会	議案調査
8	3月13日	金	午前10時	本会議	開議 一般質問 議案第1号～議案第11号 質疑・討論・採決 予算審査特別委員長報告 議案第12号～議案第18号 採決 閉会

令和2年第1回
河内町議会定例会会議録 第1号

令和2年3月6日 午前10時00分開会

1. 出席議員 12名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	服部	隆君
5番	高橋	稔君	6番	小更	雅之君
7番	諸岡	周示君	8番	牧山	龍雄君
9番	野澤	良治君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
企画財政課長	北澤雅志君
都市整備課長	仲代直人君
上下水道課長	香取秀一君
経済課長	坂本紀幸君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	石山茂樹君
福祉課長	吉田茂久君
出納室長	石山由美子君
子育て支援課長	足立誠君
税務課長	伊藤英樹君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 会議録署名議員

3番 高橋利彰君

5番 高橋稔君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年3月6日（金曜日）

午前10時00分開会

議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 議案第1号 河内町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定
について

議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税
の特別措置に関する条例の制定について

議案第3号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第4号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

議案第6号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を
改正する条例

議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例

議案第9号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第6号）

議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第11号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程4. 議案第12号 令和2年度河内町一般会計予算

議案第13号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第14号 令和2年度河内町介護保険特別会計予算

議案第15号 令和2年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第16号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 令和2年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第18号 令和2年度河内町水道事業会計予算

日程 5. 議案第19号 河内町教育委員会委員の任命について

日程 6. 議員提出議案第 1 号 空港対策特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

日程 1. 会議録署名議員の指名について

日程 2. 会期の件について

日程 3. 議案第 1 号

議案第 2 号

議案第 3 号

議案第 4 号

議案第 5 号

議案第 6 号

議案第 7 号

議案第 8 号

議案第 9 号

議案第10号

議案第11号

日程 4. 議案第12号

議案第13号

議案第14号

議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

日程 5. 議案第19号

日程 6. 議員提出議案第 1 号

午前 10 時 00 分開会

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまより令和 2 年第 1 回河内町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（服部 隆君） 日程 1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） それでは、

3番 高橋 利彰 君

5番 高橋 稔 君

両名を指名いたします。よろしく申し上げます。

○議長（服部 隆君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日3月6日から3月13日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日3月6日から3月13日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は既にお配りしてあります、会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 日程3から日程5の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） 皆さん、おはようございます。令和2年第1回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、出席をいただきましてありがとうございます。

提出案件の提案理由をご説明申し上げる前に、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、国民生活に大きな影響が出ています。感染の拡大を防ぐため、スポーツ、文化のイベントの中止や延期が相次ぐ中、安倍首相は、全小中学校に対して春休みまで休校とするよう要請しました。

当町といたしましては、国や茨城県の対応を踏まえまして、かわち学園につきまして、一昨日から今月24日まで臨時休業とすることといたしました。12日に予定しておりました卒業式につきましても、27日に延期といたします。子供たちへの感染リスクを防ぐため、保護者の皆様並びに住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

マスクの購入が困難になっているだけにとどまらず、トイレトペーパーがなくなるという風評被害も出ており、輪をかけて私たちの生活に混乱を来しております。

また、観光業初め経済活動への深刻な影響も心配されるところであり、一日も早い感染

の収束を祈るばかりであります。

本議会におきまして審議していただきます案件のうち、令和2年度一般会計予算につきましては、予算総額は前年度比2.5%増の44億9,251万円を計上いたしました。決して豊かな財政状況ではありませんが、限られた財源を効率的、効果的に活用しまして、多様化する住民ニーズにこたえるよう引き続き、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

ことしは例年以上に春の訪れが早いようで、本来なら間もなく届くサクラの便りに心も浮き立つところですが、ことしはそうも言うてはいられない状況であります。

議員の皆様には健康に十分留意されまして、河内町のため、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

それでは、提出案件の提案理由を順次ご説明申し上げます。

議案第1号 河内町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、本条例を制定するものであります。

議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、固定資産税の特別措置により、町内の産業活動の活性化のための企業誘致及び雇用機会の創出を図ることを目的として、本条例を制定するものであります。

議案第3号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、防災行政無線のデジタル化に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、空き家等対策協議会並びにかわち直販センター再編検討委員会を設置することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、令和元年の人事院勧告を踏まえ、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、団長の推薦手続の簡素化及び団員定数の削減のため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に9,129万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億9,992万7,000円とするものであります。

議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から86万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,246万2,000円とするものであります。

議案第11号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から1,823万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,613万9,000円とするものであります。

議案第12号 令和2年度河内町一般会計予算、議案第13号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計予算、議案第14号 令和2年度河内町介護保険特別会計予算、議案第15号 令和2年度河内町介護サービス事業特別会計予算、議案第16号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 令和2年度河内町下水道事業特別会計予算、議案第18号 令和2年度河内町水道事業会計予算、以上7議案についてご説明申し上げます。

国の経済については、本年1月発表の内閣府月例経済報告では、景気は輸出が引き続き弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、穏やかに回復しているとしておりますが、その先行きについては当面弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって穏やかな回復が続くことが期待されます。

ただし、通商問題をめぐる動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域をめぐり情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引き上げ後の消費マインドの動向に留意する必要があるとされております。

このような状況の中、町の財政運営において、基幹歳入である町税収入につきましては、予算算定基礎の見直しにより、総額が前年度比4,112万円増の8億3,801万円を見込みました。

また、一般財源の柱である地方交付税については、国の地方財政計画及び一部事務組合が実施する基幹的設備改良工事が震災復興特別交付税の対象となることから、前年度比1億4,000万円増の17億4,000万円を見込んだものの、一般財源の伸びは期待できないことから、適債事業の活用や基金からの繰り入れにより、財源の調整を図りました。

歳出面においては、会計年度任用職員制度導入に伴う人件費や地方債残高の増加に伴う

公債費が増加しており、義務的経費は増加し続ける傾向にあります。

こうしたことに加え、消費税率改定の影響が通年化することは、地方消費税交付金の増収はあるものの、支出増の要因もあり、歳入歳出双方に影響を及ぼすものと見込んでいます。

また、普通建設事業につきましては、老朽化したテニスコートの全面改修工事を初め、継続事業である防災行政無線デジタル化整備事業等、前年比2,643万円増の3億8,705万円を計上しております。

令和2年度の予算編成に当たっては、財政状況と社会経済が不透明な中であっても、今後の人口減少及び超高齢化社会を見据えつつ、町民生活に直結する多くの事業を展開していくことはもとより、限られた財源を効率的、効果的に活用し、将来世代への負担の抑制を図りながら、複雑化、多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応できるよう創意工夫を凝らし、町民ニーズを的確に捉えた予算措置に努め、一般会計は前年度比2.5%増の44億9,251万円、特別会計を合わせた予算総額は71億9,322万円となり、水道事業会計では2億4,963万円となったところであります。

議案第19号 河内町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本件は、河内町教育委員会委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案19件について、ご審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

○議長（服部 隆君） 日程3、議案第1号から議案第11号を一括して議題といたします。

議案第1号 河内町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第1号 河内町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本件は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、本町職員の公益的法人等への派遣に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

この条例の施行日は令和2年4月1日です。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第2号 河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、概要についてご説明を申し上げます。

本件は、固定資産税の特別措置により、町内の産業活動の活性化のための企業誘致及び雇用機会の創出を図ることを目的とした河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の施行期限が令和2年3月31日をもって失効となることに伴い、改めて本町における固定資産税に係る特別措置を制定するものでございます。

本条例の施行期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間に限るものであり、特別措置の概要につきましては、条例の規定に基づき、町内に事務所または事業所を有し、事業所等の新設または増改築を行い、従業員5人以上増加した法人につきましては、新設または増改築により取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税を3年間課税免除するものでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第3号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例の概要について、ご説明申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、一定条件を満たしているときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として取り扱うこととし、申請受け付けを可能とするための改正であります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、議案第4号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第4号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

防災行政無線のデジタル方式への更新工事に伴い、同報系無線局の名称の変更、再送信子局の新設、移動系無線の移動局の増設、屋外子局の屋外子局番号の変更が必要となったため、本条例を改正するものであります。

本条例の施行日は令和2年6月1日です。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 議案第5号 河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づき、河内町空き家等対策協議会の設置並びにかわち直販センター再編検討委員会を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和2年4月1日からになります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、議案第6号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第6号 河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本件は、令和元年の人事院勧告を踏まえ、河内町職員の給与に関する条例等の一部を改正したもののうち、住居手当に関する経過措置を加えるため、本条例の一部を改正するものです。

この条例の施行日は令和2年4月1日です。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第7号 河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要について、ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険施行令の一部改正に伴い、基礎課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税限度額を16万円から17万円に引き上げ、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

この条例の施行日は令和2年4月1日です。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本件は、消防団が団長を推薦するにあたり、団員の代表である小隊長以上の者に同意を委ねることで、推薦手続の簡素化による団員の負担軽減を図るためのものであります。

また、小隊の統合に伴い、団員定数の削減をするものであります。

この条例の施行日は令和2年4月1日です。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、議案第9号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第6号）について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第9号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第6号）の概要について、ご説明申し上げます。

本件は、令和元年度河内町一般会計補正予算でありまして、規定の予算額に9,129万円を追加し、予算総額を47億9,992万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、9ページをごらんください。

歳入の主なものといたしましては、事業費の確定に伴い、各目において補正するものでございます。地方交付税につきましては、普通交付税の本算定による決定額に基づいた8,553万7,000円を増額計上。

続く10ページをごらんください。

県支出金の担い手確保、経営強化支援事業補助金につきましては、地域の担い手に対する農業用機械等の導入支援として2,251万3,000円を増額計上するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、主に職員給与費や扶助費等の減額、委託料、工事請負費等の契約差金などを実績に合わせ、各目において補正するものでございます。

11ページをごらんください。

基金費につきましては、将来の公債費償還や公共施設整備等に備え、1億4,500万円を増額計上。

続いて14ページになります。

農林水産業費の地域農業担い手育成事業費につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、地域の担い手に対しての農業用機械等の導入支援として2,251万3,000円を増額計上するものでございます。

ページを戻ります。3ページをごらんください。

第2表の継続費につきましては、防災行政無線デジタル化整備事業の事業費確定に伴う変更であります。

続く4ページをごらんください。

第3表の繰越明許費につきましては、福祉センター建設改修工事ほか3事業の完了が令和2年度と見込まれるため、総額3,753万3,000円を追加するものでございます。

続く5ページをごらんください。

第4表の債務負担行為につきましては、来年度当初に契約の履行が必要なもので、今年度中に適正な契約行為を行うもの4件を設定するものでございます。

6ページをごらんください。

第5表の地方債につきまして、普通交付税の本算定に伴うもので、臨時財政対策債を430万円減額し、借入限度額を1億1,370万円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長に説明を求めます。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第10号 令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要について、ご説明いたします。

本件は、令和元年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、既定の予算額から86万4,000円を減額し、予算の総額を12億2,246万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入といたしましては、繰入金86万4,000円を減額計上するものであります。歳出といたしましては、総務管理費86万4,000円を減額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、議案第11号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第11号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、ご説明いたします。

本件は、歳入歳出予算の総額から1,823万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ 2 億 6,613 万 9,000 円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金 213 万 4,000 円、下水道建設債 1,610 万円を減額するものであります。歳出につきましては、下水道管理費 150 万 1,000 円、下水道建設費 1,673 万 3,000 円を減額するものであります。

第 2 表の繰越明許費につきましては、霞ヶ浦城南流域下水道事業建設負担金 240 万 4,000 円を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号 河内町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから議案第 11 号 令和元年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）までの計 11 件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、3 月 13 日に質疑、討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（服部 隆君） 日程 4、議案第 12 号から議案第 18 号を一括して議題といたします。

議案第 12 号から議案第 18 号の計 7 議案は、令和 2 年度河内町各会計予算でございます。

お手元に各会計予算の概要について資料があると思っておりますが、ここで予算の概要について説明を求めます。

初めに、北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第 12 号から議案第 17 号までをご説明させていただきます。

議案第 12 号 令和 2 年度河内町一般会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度河内町一般会計予算は、歳入歳出総額 44 億 9,251 万 2,000 円で前年度比 2.5% の増額となっております。

1、歳入、次のページ、別紙 1 をご参照ください。

一般会計の歳入構成につきましては、町税、地方交付税で歳入全体の 57.3% を占めており、続いて、繰入金 6.9%、県支出金 6.8%、町債 5.9% の順となっております。

前年度当初予算と比較すると、分担金及び負担金、環境性能割交付金、地方消費税交付金が増額となり、一方で、寄附金、使用料及び手数料が減額となっております。

次に、主な歳入科目について、ご説明申し上げます。

町税、町税予算は 8 億 3,801 万 2,000 円で前年度比 5.2% 増となり、町民税につきましては減額が見込まれますが、固定資産税につきましては、予算算定基礎の見直し等により増

額を見込みました。

また、たばこ税につきましては、喫煙人口の減少により減額が見込まれる中で、前年度実績を踏まえ堅実に計上したものでございます。

地方交付税、本町の大きな収入源となっている地方交付税につきましては、令和2年度地方財政計画の概要や震災復興特別交付税の見込みを踏まえ、前年度比8.7%増の17億4,000万円を計上いたしました。

寄附金、寄附金は、ふるさと寄附の前年度実績等を踏まえまして、前年度に50%減の大幅な減額となっております。

町債、別表4を参照ください。

町債は、臨時財政対策債及び防災行政無線デジタル化整備事業に係る緊急防災減災事業債等2億6,530万円を限度として計上いたしております。

続きまして、歳出、(1)、目的別歳出でございます。別表2をご参照ください。

歳出予算を目的別に見ると、最も構成比の高いものは民生費の28.3%で、以下、総務費20%、衛生費10.4%、教育費9.8%の順となっております。前年度当初予算と比較いたしますと、衛生費、教育費等が増額となり、一方で総務費、土木費等が減額となっております。

(2)、性質別歳出、別表3をご参照ください。

歳出予算を性質別に見ますと、最も構成比の高いものは人件費の22.2%で、以下、補助費等21.9%、物件費13.9%、繰入金11.9%の順となっております。

本年度の普通建設事業につきましては、テニスコートの改修等により、前年度比7.3%増、積立金につきましては、ふるさと寄附の減額により大幅な減となっております。

その他を前年度当初予算と比較いたしますと、維持補修費、補助費等が増額となり、一方で物件費が減額となっております。

ページをめくっていただきまして、議案第13号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

令和2年度河内町国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ7,389万6,000円を減額し、11億5,811万9,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税2億6,622万6,000円、県支出金7億9,365万2,000円、繰入金9,715万3,000円。

歳出につきましては、総務費3,496万1,000円、保険給付費7億7,739万8,000円、国民健康保険事業費納付金3億1,583万8,000円、保健事業費1,833万4,000円、予備費1,000万円でございます。

続く5ページをごらんください。

議案第14号 令和2年度河内町介護保険特別会計予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

令和2年度河内町介護保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ1億4,407万3,000円を減額し、10億7,007万6,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりでございます。

歳入につきましては、保険料2億1,700万円、国庫支出金2億3,669万1,000円、支払基金交付金2億7,295万7,000円、県支出金1億5,411万8,000円、繰入金1億7,054万2,000円、繰越金1,874万7,000円。

歳出につきましては、総務費3,560万5,000円、保険給付費9億8,414万円、地域支援事業費4,701万6,000円でございます。

続く6ページをごらんください。

議案第15号 令和2年度河内町介護サービス事業特別会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

令和2年度河内町介護サービス事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ11万7,000円を増額し、956万6,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりでございます。

歳入につきましては、手数料187万8,000円、繰入金768万7,000円。

歳出につきましては、総務費738万8,000円、サービス事業費187万8,000円でございます。

7ページをごらんください。

議案第16号 令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度に比べ1,235万4,000円を増額し、1億2,817万円で、歳入歳出の主なものは次のとおりでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料9,080万7,000円、繰入金3,520万9,000円。

歳出につきましては、総務費124万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億2,287万5,000円、保健事業費323万9,000円でございます。

8ページ、ごらんください。

議案第17号 令和2年度河内町下水道事業特別会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

令和2年度河内町下水道事業特別会計予算総額は、前年度に比べ5,042万1,000円を増額し、3億3,477万4,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料3,324万8,000円、国庫支出金2,600万円、繰入金2億2,530万円、町債3,810万円。

歳出につきましては、下水道管理費6,354万6,000円、下水道建設費7,797万4,000円、公債費1億9,025万4,000円。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

次に、香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第18号 令和2年度河内町水道事業会計予算の概要

について、ご説明いたします。

本件は、第3条収益的収入及び収益的支出の予定額の総額を2億4,963万4,000円、第4条予算、資本的支出の予定額の総額を8,289万1,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,289万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,289万1,000円で補填するものであります。

4ページをごらんください。

第3条予算、収益的収入及び支出でございますが、営業収益2億2,460万2,000円のうち、給水収益は2億2,007万1,000円でございます。営業外収益2,503万2,000円のうち、一般会計からの補助金は2,240万円となっております。

営業費用2億4,757万3,000円の主なものは、総係費5,155万1,000円、原水及び浄水費1億1,835万6,000円、配水及び給水費669万9,000円、減価償却費7,016万4,000円でございます。営業外費用の105万9,000円の主なものは支払利息です。

6ページをごらんください。

第4条予算、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の他会計出資金につきましては、本年度も計上いたしてございません。

資本的支出8,289万1,000円は、建設改良費が5,298万5,000円、企業債償還金2,990万6,000円でございます。棚卸資産の購入限度額は280万円といたします。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

予算の概要説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和2年度各会計予算についての質疑は、予算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第12号 令和2年度河内町一般会計予算から議案第18号 令和2年度河内町水道事業会計予算まで、以上7議案につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。これにより予算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時44分開議

○議長（服部 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告いたします。予算審査特別委員会の委員長に諸岡周示君、副委員長に小更雅之君、以上でございます。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会開会予定表のとおりです。十分なる審査の上、来る3月13日の本会議に審査結果を報告されますようお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 日程5、議案第19号 河内町教育委員会委員の任命について、議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第19号 河内町教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

河内町教育委員会委員田仲 光氏が令和2年3月10日をもって任期満了となることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

議案第19号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第19号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 河内町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程6、議員提出議案第1号 空港対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

7 番諸岡周示君。

〔7 番諸岡周示君登壇〕

○7 番（諸岡周示君） 7 番諸岡周示でございます。

議員提出議案第 1 号 空港対策特別委員会の設置についての提案理由説明を行います。

平成26年 7 月には国交省の首都圏空港機能強化技術検討小委員会の検討結果を踏まえ、成田国際空港株式会社では、平成27年より国、千葉県、空港周辺 9 市町村及び成田国際空港株式会社から成る 6 回の四者協議会の場において、滑走路の増設及び既存滑走路の延長、夜間飛行制限の変更を含めた成田空港の更なる機能強化について実施することに合意をいたしました。

そこで、成田国際空港株式会社では、国の法律として環境影響評価法にのっとり、第一段階として、計画段階環境配慮書から始まり評価書の手続が終わり、令和 2 年 1 月に航空法の変更が許可されました。

このような中で、本町においても空港と共存共栄を図り、町民がよりよい生活を送れるように、議会においても、調査、研究をより一層積極的に取り組むことを目的とした 6 名の委員をもって構成する空港対策特別委員会の設置を提案するものであります。

皆様におかれましては、ご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（服部 隆君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

議員提出議案第 1 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第 1 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第 1 号 空港対策特別委員会の設置については原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました空港対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。したがって、空港対策特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

これにより、空港対策特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。
暫時休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時51分開議

○議長（服部 隆君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に空港対策特別委員会の正副委員長が決まりましたので、私から報告いたします。
空港対策特別委員会の委員長に諸岡周示君、副委員長に高橋 稔君、以上でございます。

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月13日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時51分散会